

### [ 事案 20-11 据置金利利息請求 ]

- ・平成 20 年 6 月 18 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 1 月 27 日 裁定終了

#### < 事案の概要 >

子ども保険の 3 年毎に支払われる育英資金について、契約当時の固定金利で複利運用した据置金額の支払いを求め申立てがあったもの。

#### < 申立人の主張 >

下記の 2 つの子ども保険(契約 1、契約 2)の、3 年毎に支払われる育英資金の据置利率については、加入時に、営業担当者から「固定金利で運用される」との説明を受け加入した。ところが、実際は変動金利で、育英資金積立額が、設計書記載の金額に比べ満期時の受取額が大幅に少なく、実際の受取金総額が払込保険料を下回った。育英資金の据置利率が変動金利で運用され、その結果、受取金総額が払込保険料を下回ることもあり得るとの説明があれば、当該保険に加入しなかった。また、約款にも、育英資金の据置利率が変動する旨の記載がされていない。設計書記載どおりの育英資金積立額を支払ってほしい。

#### 契約 1 (昭和 62 年契約)

育英資金の積立金が年利 7 %の固定金利で複利運用される約束であったのに、それが履行されずに変動金利で運用された結果、育英資金積立額が 151 万円となっているので、約束どおりに運用(契約後 3 年目以降支払われる育英資金を年 7 %の固定金利で複利運用)された場合の育英資金積立額約 278 万円の支払いを求める。

#### 契約 2 (平成 2 年契約)

育英資金の積立金が年利 6 %の固定金利で複利運用される約束であったのに、それが履行されずに変動金利で運用された結果、育英資金積立額が約 189 万円となっているので、約束どおりに運用された場合の育英資金積立額約 296 万円の支払いを求める。

#### < 保険会社の主張 >

下記の理由により、契約 1、契約 2 についての申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 募集担当者に確認したところ、申立人に対し育英資金の据置利率について固定金利であると説明を行った事実はなく、申立人の主張するような固定金利で運用する旨の約束をしたことはない。
- (2) 育英資金の据置利率が変動する可能性がある旨を設計書兼パンフレット、ご契約のしおり、約款で説明している。
- (3) 保険約款上、育英資金の積立金については「会社の定める利率」による利息を付けることになっており、それは据置利率を保険会社に変更できると解釈され、本件については、訴訟において同様の判断をいただいている。
- (4) 契約 1 の満期(平成 17 年 12 月)から 2 年ほど経過した契約 2 の満期(平成 19 年)になるまで、契約 1 の満期時受取額について特段の申し出がなかった。これは、当該契約の育英資金の据置利率が変動することを認識し、認容していた事を裏付けるものと思料する。

#### < 裁定の概要 >

本件について、申立人および保険会社から提出された書面により審理を行った結果、以下により契約1および契約2に関する本件申立てには理由がないものと認め、生命保険相談所規程第40条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1) 契約1、契約2いずれの保険約款にも、育英資金については「 会社が定める利率による利息をつけてすえ置いておき、 」という趣旨の規定が定められている。保険契約は、いわゆる「附合契約」(注)であるから、契約締結当時、保険契約者が当該規定を知っていたかどうかにかかわらず、保険契約は保険約款により成立する。

(注) 「附合契約」とは、契約当事者の一方が決定したところに、他方が、知、不知を問わず拘束を受け、事実上従わざるを得ない契約をいう。

(2) 「会社が定める利率」については、パンフレットに「記載の育英資金の積立額および積立配当金は、当社所定の利率で計算しておりますが、この利率は今後変動することがあります」と記載され、また「ご契約のしおり」には、年7%(契約1)、年6%(契約2)という利率の記載の後ろに、いずれも「(現行利率)」という記載がある(契約2は、「この利率は、経済情勢により変動することがあります」との記載もある)ことも考慮すると、経済情勢に応じて会社が利率を定めることができる(変更することができる)という趣旨と解される。

(3) 申立人は、募集担当者から「年7%または年6%の固定金利で複利運用する旨の説明を受けた」と主張するが、これを裏付ける客観的証拠はなく、また、上記パンフレットや「ご契約のしおり」中に上記のような記載が存在することを考えると、募集担当者がそのような説明をしたとは考え難い。

(4) 申立人は、変動金利であっても「元本割れ」は納得がいかないと主張するが、申立人が問題とする育英資金積立額自体が元本割れしている事実は認められない。すなわち、契約1、契約2いずれについても、育英資金の積立金元本(育英資金は、3年後から満期まで毎年15回支払われ満期まで積み立てられる)に対し、満期時における育英資金積立額自体は積立金元本を上回っている。なお、申立人は受取金総額が支払済み保険料総額を下回ることを「元本割れ」と理解しているようであるが、保障部分を含む生命保険契約においては、そのような現象が生じることもやむを得ないところである。